

意見交換会 事業計画書（案）

令和8年1月28日

広聴部会B

実施日	令和8年2月12日	実施時間	①午前10時より 90分程度			
	令和8年2月12日	実施時間	②午前15時より 90分程度			
実施場所	①本山地域交流センター		形式	非公開		
	②不二輸送機ホール					
参加者	市民、議長及び議員21名、事務局員					
事業名						

議員と考えよう 「交通不便地域の解消について」

目的

新たな広聴手段として、今まで以上により多くの市民の声を聞く為に、議会自らが出向き、市民の意見・要望を把握し、市政に反映させることを目的とする

概要

全体進行役： 矢田（午前）、 中島（午後）

座席： 6グループ くるま座（椅子のみ）議員は並んで着席 （市民7名+議員3名 計10名）

班割：

	A	B	C	D	E	F
進行役	大井（民福）	伊場（文教）	中岡（文教）	奥（民福）	恒松（産建）	中村（産建）

* 意見交換会運営・・宮本委員長、山田副委員長

進行方法：健全な意見交換会になるように進行役が積極的に運営する

準備品： プロジェクター式、マイク音響一式、ICレコーダー、記録用カメラ、文房具一式

グループ番号、名札（議員）

パワーポイント説明資料、参加者用配布資料

次第

1. 議長挨拶

2. テーマの報告「交通不便地域の解消について」

3. 本市の取組・現状の説明（パワーポイント使用）

4. 意見交換 1) コミュニティバスについて

- ・周知の確認
- ・使用した市民からメリット、デメリットの意見を聞く
- ・改善策の意見を聞く

2) デマンド型交通について

- ・周知の確認
- ・使用した市民からメリット、デメリットの意見を聞く
- ・改善策の意見を聞く

5. 委員長挨拶

告 知 ・ 集 客

告知方法 ①ポスター、チラシ

- ・過去配布した先に配布
- ・チラシは、事務局で印刷し全議員に配布（4枚）不足は各自印刷してもらう。

②ホームページ、SNSも利用

集客方法 参加者は、全議員4名ずつ必ず連れてくる。

報 告

- ・全体報告書は、広聴B班部会長が作成

- ・報告に関しては、広報班と内容を決める。

- ・ホームページ、SNSも利用し対外的に発信する。

意見交換会 説明・運営マニュアル（案）

時 間	概 要	備 考
8：30 (13：30)	◎ 備品搬入 広聴部会A、広聴部会B班で備品を運搬、搬入	
9：00 (14：00)	◎ 全員集合 ① 全議員の役割確認 ② 会場設営 受付テーブル（2テーブル） 議長・司会テーブル（1テーブル） プロジェクター・音響機器設置 グループ番号とICレコーダー設置 ③ プロジェクター・音響機器設置 ④ 受付設営（配布資料、筆記用具） ⑤ 受付・司会・議長（副議長）の垂れ幕設置	○駐車場を使用する際は、議員専用の駐車場にお願いします。 ○議員の服装 ・赤いジャンバー ・ノーネクタイ ・議員バッヂ不要 ○テーブルを団体企画室に移動させます（本山）
9：30 (15：00)	◎ 参加者 入室開始 ① 椅子に資料を設置 ② 担当議員は、着席にて待機	○テーブルを使わず車座で行います
10：00 (15：00)	◎ 事業 開始 ① 開会のあいさつ（全体司会）（午前：矢田、午後：中島） ② 議長あいさつ ③ 運営においての諸注意説明（全体司会）	
10：05 (15：05)	◎ 意見交換会 開始 全参加者へ ① テーマの報告「交通不便地域の解消について」 ② 本市の取組を現状説明（パワーポイント）	○テーブル毎 ・アンケート回収担当 ・回収担当が自分のグループのアンケート回収し、広聴B部会長へ提出
10：15 (15：15)		

5)	<p>テーブルごと</p> <p>③ 議員の紹介（進行役が紹介） ④ 1) コミュニティバスについて 2) デマンド型交通について</p>	<p>○円の中で、議員は3人固まってスクリーンを背に座る</p> <p>○全体報告書は、広聴部会長が作成</p>
時 間	概 要	備 考
	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和らかな雰囲気を作ること ・ 全員が発言できるよう気配りをすること ・ 参加者の発言を途中で遮らないこと ・ 参加者の意見はまずは受け止めること、否定をしないこと ・ 持論を展開しないこと ・ 周りで他の発言をする行為は行わないこと ・ 議員が延々と発言しないこと ・ 参加者の方が何を言いたいのか、できるだけ詳細に聞き取ること 	
11:20 (16:20)	<p>◎ アンケートの記載</p> <p>① アンケート記載のお願い 紹介議員のチェックのお願い <u>*回収担当がアンケートを回収を徹底する。</u></p>	
11:25 (16:25)	<p>◎ 意見交換会閉会</p> <p>① 委員長挨拶（宮本委員長）</p>	
11:30 (16:30)	<p>◎ 後片付け 全員で後片づけ</p> <p>◎ 備品搬出、会場移動 広聴部会A、広聴部会B班の車に積み込み</p> <p>◎ 反省会（各回終了後） テーブル毎で気づきや次に向けての改善点を出し合い確認する</p>	

第1回 議員と考えよう

交通不便地域の解消について



※資料中の実績やデータは令和8年1月現在のものです。

山陽小野田市議会

コミュニティバスとデマンド交通



<コミュニティバス>

普通の路線バスがカバーしきれない場所を走る、地域密着の小型路線バスです

<デマンド型交通>

予約に応じて自宅と所定の乗降ポイントを送り迎えしてくれる、相乗りのタクシーです

コミュニティバスの現状



●ねたろう号

加藤～梶潮湯 [平日5～6便]



●高畠循環線

江汐公園～山陽小野田市民病院 [平日6便]



●いとね号

加藤～みちしお・老人センター [平日5～6便]

●厚狭北部便

厚狭駅～松ヶ瀬 [平日3便]

デマンド交通の現状



① 厚狭北部地域



（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線）



（湯の峰・陽光台・山川線）

ドア・ツー・ドア方式で2台のジャンボタクシーが
上り下り4便ずつで運行中。利用者は事前登録が必要。
自宅、もしくは自宅近くまで迎えに来てくれます。

デマンド交通の現状



② 高泊地域

とまり号



自宅近くの乗り場と目的地（JR小野田駅～スーパー、医療機関）を結ぶ予約型乗り合いタクシーです。事前登録は不要で電話での予約で利用可能。迎えは所定の乗降ポイントに来てくれます。

デマンド交通の現状

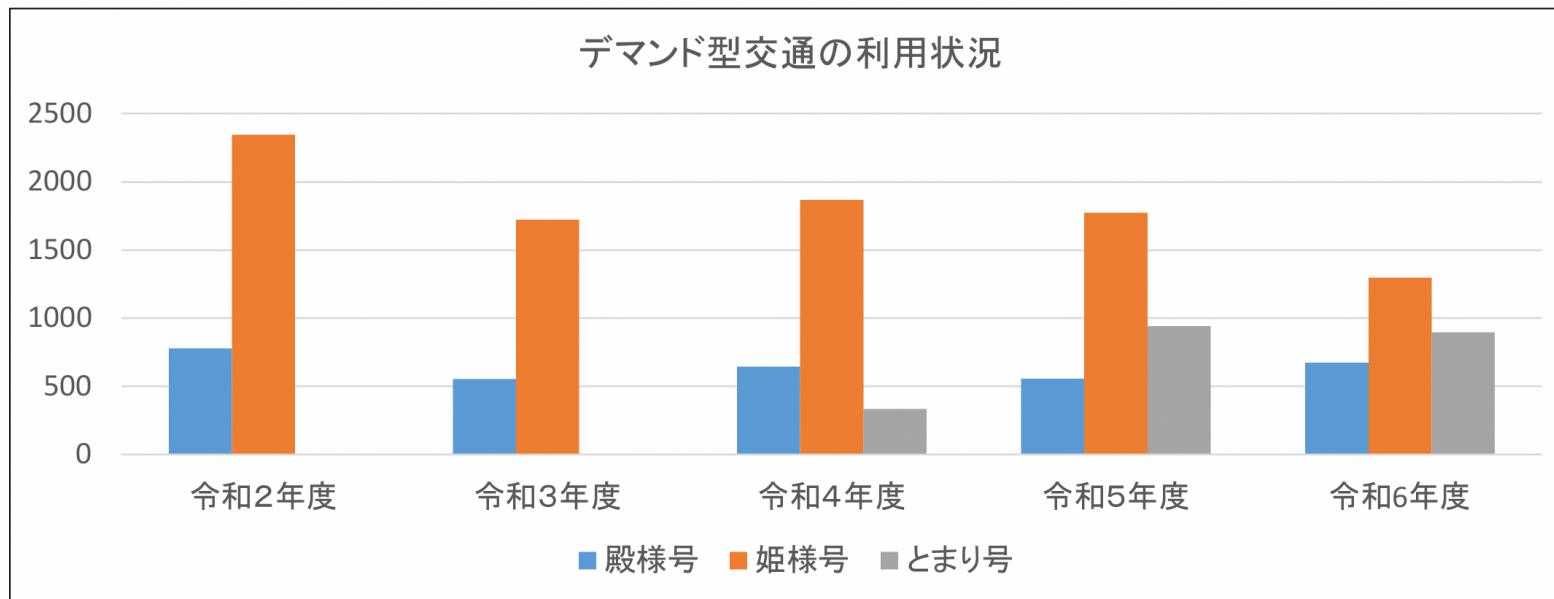


デマンド型交通の利用状況

＜利用者数の推移＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
殿様号	778人	554人	644人	557人	674人
姫様号	2,346人	1,723人	1,869人	1,773人	1,299人
とまり号	—	—	336人（※）	942人	898人

※令和4年度は令和4年10月～令和5年3月までの実績





山陽小野田市議会

議員と考えよう

第1回 交通不便地域の解消について

2026年 **2月12日 木**

午前の部 開始時間 10:00

会場：本山地域交流センター

午後の部 開始時間 15:00

会場：不二輸送機ホール

*時間は90分程度で、どちらの会場に来られても結構です



ぜひ皆さまのご意見や、お住まいの地区における状況をお聞かせください。

主な内容

■ コミュニティバス

■ デマンド型交通

お問い合わせ 山陽小野田市議会事務局 TEL0836-82-1182



意見交換会に関するアンケート

本日は、意見交換会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

今後、より参加しやすい意見交換会とするために、ご意見をお聞かせ下さい。

★ 今回の意見交換会を、どのように知りましたか？

(あてはまるものに チェックをしてください)

- ホームページ SNS チラシ ポスター
 議員から その他()

- ↓
- | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 穂本 | <input type="checkbox"/> 伊場 | <input type="checkbox"/> 大井 | <input type="checkbox"/> 大年 | <input type="checkbox"/> 奥 | <input type="checkbox"/> 北永 |
| <input type="checkbox"/> 白井 | <input type="checkbox"/> 高松 | <input type="checkbox"/> 武野 | <input type="checkbox"/> 恒松 | <input type="checkbox"/> 中岡 | <input type="checkbox"/> 中島 |
| <input type="checkbox"/> 中村 | <input type="checkbox"/> 濱本 | <input type="checkbox"/> 福田 | <input type="checkbox"/> 藤岡 | <input type="checkbox"/> 藤谷 | <input type="checkbox"/> 前田 |
| <input type="checkbox"/> 宮本 | <input type="checkbox"/> 矢田 | <input type="checkbox"/> 山田 | <input type="checkbox"/> 脇本 | | |

★ 年齢について、あてはまるものにチェックをしてください。

- ~ 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代 ~

★ 本日の意見交換会について

(5段階であてはまるものに ○ をつけてください)

No.	質問	とても良い	良い	普通	あまり良くない	良くない
1	テーマを決めて開催する、新しいかたちの意見交換会はいかがでしたか	5	4	3	2	1
2	テーマについて分かりやすかったですか	5	4	3	2	1
3	この度の、輪になって行った意見交換会はいかがでしたか	5	4	3	2	1
4	説明や意見交換の声は聞き取りやすかったですか	5	4	3	2	1
5	意見交換で、しっかりと意見を言えましたか	5	4	3	2	1
6	議員の対応はいかがでしたか	5	4	3	2	1
7	進行役の対応はいかがでしたか	5	4	3	2	1

★ 今後の意見交換会について

(あてはまるものに チェックをしてください)

- 参加しやすい時間帯ありますか？

平日の午前

□ 平日の昼間

□ 平日の夕方

□ 平日の夜

土日の午前

□ 土日の昼間

その他（

)

- 今後、工夫すると良いと思うことがありますか？

(あてはまるものに チェックをして、例をご記入ください)

□ 開催場所の工夫

□ 周知方法の工夫

(例)

)

(例)

)

□ テーマにして欲しいこと

□ その他

(例)

)

(例)

)

- 意見交換会に関して、ご意見・ご要望をご記入ください。

アンケートへの回答にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

ご回答いただいた情報は、市議会の個人情報保護方針に基づき適切に利用させていただきます。

新体制 始動！

議論

山陽小野田市議会

VOL. 79 令和8年3月



これから議会は？新正副議長に直撃!!

課題に待ったなし！特別委員会設置

12月議会の白熱審査

市民の要望に全会一致！請願書を採択

議会が切り込む！12年の総合計画最後の4年へ突入!!

物価高騰対策!!

あのスマイルチケットでいいのか！子育て応援こども一人に2万円！

デザイナーにお任せ

高松議長、大井副議長に直撃！

「新体制インタビュー」

新議長・副議長に聞く

新正副議長に市議会の今後に切り込む

どんな『チーム』にしたいですか？

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト
テキストテキストテキストテキストテキストテキスト
テキストテキスト



一番注目してほしい議会の
ポイントは？

テキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキ

議会が目指す未来像は？

テキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキ



市民の方へ一言お願いします！

テキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキスト
テキストテキストテキストテキストテキストテキ

議会の司令塔！

議会運営委員会

何を話しているの？

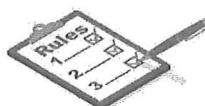
●スケジュールの管理（いつ？）

「本会議をいつ何日開くか」など



●会議ルールの決定（どう進める？）

「質問時間は何分か」など



●議会を支えるルール作り（より良く！）

時代の変化に合わせて議会の決まりを見直したり、市民から届いた
「請願・陳情」をどの委員会で審査するかを決める。

●議長からの諮問機関

議会のリーダーである議長から相談（諮問）を受けた際、意見をまとめて解決策を提案する。

担当議員

伊場 勇（委員長）

穂本 真一（副委員長）

奥 良秀

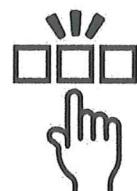
白井 健一郎

恒松 恵子

矢田 松夫



ピックアップ議論



2つの「特別委員会」を新たに設置！

伝わる活動！活かす意見！あなたとつくる、新しい議会へ



●広報広聴特別委員会

「議会が何をしているか分からない」という声を受け止め、情報の透明性を高める。市民の皆様との対話の場を増やし、「開かれた議会」をアップデートする。

ずっと、自由に、どこへでも。
未来へつなぐ公共交通を目指す

●公共交通に係る特別委員会

通学、通院、お買い物。毎日の「移動」は生活の基盤。多様化するニーズに応え、将来にわたって誰もが安心して暮らせる「持続可能な移動の足」の確保に向けた具体策を検討し、政策提言に繋げる。



まちの「行政運営の基盤」と「未来」をつくる 総務文教常任委員会

何を話しているの？



市のお金や組織



防災力の向上



教育の充実



観光振興



スポーツ・文化振興

担当議員

中岡 英二（委員長）
伊場 勇（副委員長）
大年 恒夫
北永 千賀
白井 健一郎
藤岡 修美
宮本 政志

などなど。

12月議会でのピックアップ議論



山口東京理科大学の宿舎の家賃を
月額3万3千円に引き上げる。

審査の中で、明らかになったこと

Q 老朽化対策と対象者は？

A この度、設備の老朽化により32室のうち20室を改修し、留学生と大学院生を対象に募集をする。

Q 金額の根拠は？

A 大学の近隣する同程度の民間物件の家賃相場を参考にした。



大学敷地内の学生宿舎

市民体育館の空調機新設等の工事を行うため
に請負契約を締結！

審査の中で、明らかになったこと

Q 財源は？

A 緊急防災・減災事業債を活用し、この事業債を活用するには令和8年度末までに工事を完了させなければならない。

Q 工期が伸びたらどうなるの？

A 事業債を活用できなかった場合を想定して顧問弁護士等に事前に確認しておく必要がある。



市民体育館

市民の「安心」と「健康」を支える 民生福祉常任委員会

何を話しているの？



子育て支援



保育園の運営



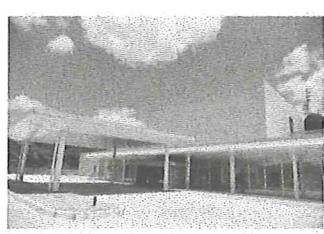
市民病院の運営

担当議員

奥 良秀	(委員長)
藤谷 圭子	(副委員長)
大井 淳一郎	
濱本 健吾	
前田 浩司	
山田 伸幸	
脇本 直美	



高齢者支援



斎場の運営



避難所の整備

などなど。

12月議会でのピックアップ議論

地域包括支援センターの職員配置のルールを変更

審査の中で明らかになったこと



Q どのような内容か？

A 令和8年4月から、センターに配置する各専門職は「必ずフルタイムで1名以上」といった厳しい決まりがあったが、今後は、例えば「週3日勤務のベテラン職員2名で、1名分の仕事を分担する」といった、柔軟な基準に変更した。

※地域包括センターとは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉等を支援する公的窓口

令和8年4月から始まる「子ども誰でも通園制度」の基準を決定

審査の中で明らかになったこと



Q 「子ども誰でも通園制度」とは？

A 働いている・いないに関わらず、「誰でも」時間単位で保育園などを利用できる新しい仕組みである。「集団生活を経験させたい」「親同士の接点を持ちたい」という時に、面接を経て、定期的・継続的に預けられるようになる。

Q どこの施設でも預けられるのですか？

A 市が認めた施設が対象で、お子さんが安全に過ごせるよう、市が国の基準に沿って、独自のルールを作り、施設の広さや保育士の人数などが基準を満たしているかをきちんとチェックする。

まちの「活気」と「便利」をつくる 産業建設常任委員会

何を話しているの？



公園の整備

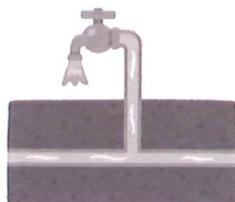


農業支援



市道の修繕

議員構成	
恒松 恵子	(委員長)
中島 好人	(副委員長)
穂本 真一	
武野 裕司	
中村 博行	
福田 勝政	
矢田 松夫	



上下水道の運営



山陽オートの運営



商工業の支援

などなど。



12月議会でのピックアップ議論

山陽小野田市火入れに関する 条例の一部を改正

審査の中で、明らかになったこと

Q 「火入れ」とは？

A 土地を切り開くために、森林やその周辺（1キロ以内）の広大な土地に火を放つことを指す。

Q なぜ今回、条例を変えるのか？

A 国の法律が改正されたことに合わせ、当市でも火災を未然に防ぐためのチェック機能を強めるため。



※指定管理制度とは？

公共施設の管理運営を民間業者や団体に委ねるもの。

①民間の能力を活用することで市民サービスの向上が図られる。

②管理に係る経費が削減できる。

③議会の議決が必要である。

江汐公園の指定管理を決定

審査の中で、明らかになったこと

Q どのように選んだのか？

A 令和5年12月に議会で行われた「指定管理の運営の見直し」に関する決議を踏まえ、より透明性が高く、市民サービスが向上するような公募条件に見直し、公募した。

Q 審査の結果は？

A 公募の結果、1社（株式会社 昇栄）から応募があり、専門家による審査委員会で、「今後の運営プラン」などを厳しくチェックし決定した。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。



江汐公園

請願書を採択

土地改良区の運営に係る事務費補助拡充を求める請願書

土地改良区の担い手不足や事業継続を支援

- この請願書は、土地改良区の運営に係る事務費に対し、市の補助制度の充実を求めるもの。
- 土地改良区は地域農業を支える重要な組織ですが、事務量の増大や会計処理の高度化により、事務負担が重くなっている。しかし、事務費には公的補助が及びにくく、賦課金に依存せざるを得ないことから、担い手確保や事業継続が困難となっている。
- 県内では既に多くの自治体が事務費補助を実施しており、本市議会においても過去に同様の課題が指摘されてきました。こうした状況を踏まえ、地域農業基盤を将来にわたり維持していくため、改めて本市において補助制度の拡充が求められた。

請願者

後潟土地改良区
理事長 岩本 新吉
高千帆土地改良区
理事長 上田 俊美
山陽町古開作土地改良区
副理事長 松岡 進

紹介議員

中村 博行
宮本 政志

国民の権利 あなたの意見を議会に届ける！

請願（せいがん）とは、憲法で保障された国民の権利で、国や地方公共団体などの機関に対し、政策や行政に関する意見・要望を文書で伝えること。地方議会に請願する場合は、その議会の議員（紹介議員）の紹介が必要で、提出された請願書は委員会で審査され、本会議で「採択」または「不採択」が決定され、採択されれば関係機関に送付される。

1 困りごとが発生する



2 請願書を作成する



3 議員が「紹介議員」になる



4 議会で審議・採択される



12年の集大成に妥協なし。 人口減少・子育て・福祉…まちの課題に議会が切り込む！

後期基本計画の審査

市の最上位計画である総合計画（12年間）のうち、前期・中期に続く最後の4年間を担う基本計画です。人口減少対策や子育て、福祉、産業、財政運営などについて、今後4年間で市が重点的に進める施策や方向性を示す計画。

重点プロジェクト

「活力あふれるまち」「笑顔あふれるまち」「魅力あふれるまち」を「三つの柱」を設定し、「活力と笑顔あふれるまち」の実現に取り組む。

審査の中で、明らかになったこと

人口減少



Q 人口が減っていくなかで、いかに持続可能なまちをつくっていくのか？

A 人口減少の対策は講じつつも、まずはそれを受け止めて、その上でまちづくりの在り方を考えいく必要がある。

社会教育

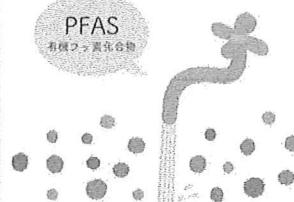


Q なぜ、若い世代の「社会教育」に力を入れるのか？

A 「参加メンバーの固定化」を解消し、街に新しい風を吹き込むためである。活力を維持するためには、これからを担う中高生や現役世代の力が必要不可欠である。

PFAS

有機フッ素化合物



Q 新たな水質リスクへの対応とあるが、PFAS（ピーファス）を想定しているのか？

A 宇部市との水質検査共同化として今年度PFASの検査機器を購入した。新たな水質リスクに対し、対策をする。

※PFAS（ピーファス）とは、人工化学物質で、分解されにくく、環境や健康への影響が懸念されています。

問題点を明らかに！（自由討議）

【山陽小野田市民病院】

市民病院の現状と課題として経常収支比率の黒字化が示されているが病院単体の努力では難しいのではないか。また経営改善を行うことで患者サービスの低下や不採算部門の切り捨てが起こらぬよう、議会として今後も注視すべきである。



【人権擁護体制の充実】

施策を実行する際の、評価指標が「女性の相談件数」のみであったが、人権問題は女性に限られない。性別を問わず発生する「DV相談件数を指標」に追加させ、施策を展開する上で、すべての市民に寄り添う実態に即した指標へと改善した。



反対討論 1

市の基本計画に異議あり！

反 対

山田 伸幸 議員

日本共産党市議会議員団を代表して反対する。藤田市長は後期基本計画において「持続可能なまちづくり」を掲げ、「will being」を象徴的な言葉としている。しかし、読み進めても考え方の共有や説明が並ぶだけで、市長がどのような街をつくりたいのかは見えてこない。重点プロジェクトや横断的な取り組みが示されているが、これで本当に持続可能な街づくりが果たせるのか疑問である。市民の安心を守るために不可欠な大規模災害対策、とりわけ避難所となる小中学校体育館へのエアコン整備や、国際基準に沿った避難所設備の更新についても、どこまで進めるのかが明確ではない。さらに、子どもの医療費18歳までの無償化や学校給食費無償化などの子育て支援、高齢者の負担が増え続ける介護保険や公共交通の方向性についても十分に示されていない。市民の暮らしを第一に考えた計画が必要である。

令和7年12月定例会
(12月18日)



1時間4分20秒頃～

本会議の採決
(原案部分)

賛成20人×反対2人
賛成多数

反対討論 2

職員の給料の上げ幅に異議あり！

反 対

濱本 健吾 議員

今回の給与の上げ幅について5つの論点から反対する。①今回の給与改定の上げ幅は、34年ぶりとなる大幅な水準である。比較対象が「従業員50人以上」から「100人以上」へと変更され、より大企業寄りの給与水準が反映された。②人事院勧告は全国の民間給与を基にしており、本市の実態とは乖離している。③本市の実態に近いのは、山口県人事委員会が県内の民間給与を基に行った勧告である。④実際に本市には、山口県人事委員会からの情報提供が確認されている。⑤本市の一般会計予算は16年間で約100億円増加し、経常収支比率は98.2%と非常に高くなっている。今後の人口減少で歳入減が見込まれる中、人件費の増加は将来の財政運営に影響を及ぼしかねない。給与の上げ幅については山口県人事委員会の勧告を参考にすべきだと考える。

令和7年12月定例会
(12月18日)

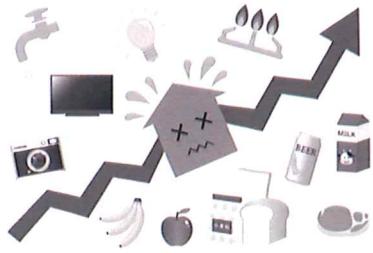


11分頃～

本会議の採決

賛成21人×反対1人
賛成多数

物価高騰対策



物価高騰を受けて実施される国からの交付金により

市民、理科大生1人当たり 5000円分（専用券3枚 共通券2枚 1枚当たり1000円）



スマイルチケットが市民の皆さんに配布されます

総事業費 3億5,015万5,000円

【内訳】

3億193万2,000円

換金手数料

1,641万8,000円

通信運搬料

1,420万5,000円

印刷製本費

722万2,000円

その他

1,037万8,000円

（人件費、広告費、封入等委託料など）

配布時期 令和8年6月下旬頃～
使用期限 令和9年1月31日



主な質疑

Q 他市では現金給付やおこめ券など様々な手法で物価高騰対策支援を行っているが、本市がスマイルチケット（商品券）を選択した理由は。

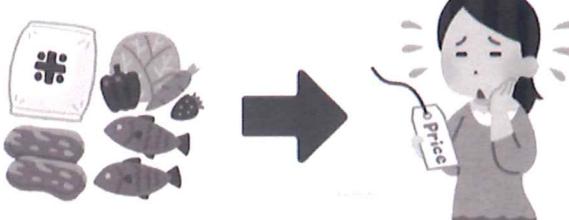
A 生活者支援と事業者支援を同時に見えることから商品券を選択した。市内の経済波及効果も期待できる。

Q 過去の商品券は1枚当たり500円であったが今回1000円に変更したのはなぜか。

A 発行枚数を抑えることで、経費の負担が軽減される。

Q 偽造防止についてどのように考えているか。

A 商品券にホログラムを入れることで、コピーによる偽造の有無を判別することができる。市内業者では対応できないので、市外業者を利用している。



物価高対応子育て応援手当の支給 子ども一人あたり 一律 2万円

【概要】

目的：子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する。

支給対象者：児童手当支給対象児童を養育する父母等

総事業費：1億7693万2000円（財源は全額国庫補助）



【主な質疑】

Q 支給対象の要件は？

A 本市に住民登録がある方で、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童が対象となる。

Q 支給対象となる児童で、申請が必要な方の受付はいつまでか？

A 受付期限は令和8年3月31日までである。ただし、令和8年3月に生まれた者は令和8年4月15日までとする。

Q 申請が必要な方への情報提供は？

A 令和8年1月6日に文章を発送した。これから生まれる方に関しては、児童手当の手続きの時に案内をする。

令和7年12月定例会・令和8年1月臨時会 議決結果一覧

●全員賛成とした議案

件名

第二次山陽小野田市総合計画に係る後期基本計画の策定について（修正部分）
令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について
令和7年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について
山陽小野田市市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定について
山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について
市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について
江汐公園の指定管理者の指定について
令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について
特別委員会の設置について（広報広聴特別委員会）
令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）について
令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について
令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）に関する専決処分について
土地改良区の運営に係る事務費補助を求める請願書

賛否の分かれた議案の審議結果

- ・高松秀樹議員は議長であるため賛否の結果はありません。

◆表の見方◆

・○：賛成 ×：反対 —：棄権又は欠席

一般質問



論点と回答

一般質問は行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければならない。



黒木真一
議員



谷野裕司
議員



北永千賀
議員



前田浩司
議員

- 1 Jアラート体制の運用状況と課題について
- 2 防災ラジオによる伝達手段について

- 1 本市の漁港および漁業の現状と今後の支援について

- 1 平和学習について

- 1 本市の関係人口について
- 2 本市の河川管理・保全の取組について



中島好人
議員



大年恒夫
議員



矢田松夫
議員



藤谷圭子
議員

- 1 国民健康保険事業について
- 2 小野田駅前の冠水問題について

- 1 塩生地区の商業施設誘致について
- 2 ゴルフ場の活性化について

- 1 厚狭地区複合施設の環境整備について

- 1 産後ケア事業について
- 2 多胎児の子育て支援について



白井健一郎
議員



山田伸幸
議員



濱本健吾
議員



伊場勇
議員

- 1 学校給食における「地産地消」の推進と「食育」への前向きな取組について
- 2 「Well-being」の重要性について

- 1 小野田工業高校と宇部工業高校の統廃合方針について
- 2 小中学校での不登校問題について
- 3 小中学校体育館のエアコン設置について

- 1 市議会議員選挙における過去最低の投票率と、特に若年層への対策について
- 2 山口東京理科大学の厚狭キャンパスにおける医療系学部構想について

- 1 競争性を確保しつつ地域経済活性化に資する随意契約における市内業者優先の徹底について
- 2 屋外に市が設置する公共トイレの中で、単独で独立する厚狭天満宮及び渡場バス停近くの公共トイレの緊急対策と今後の抜本の方針について

2026年

4月1日(水)
受付け開始!!



大好

市議会モニター募集!

◆ 市議会モニターの主な活動内容 ◆

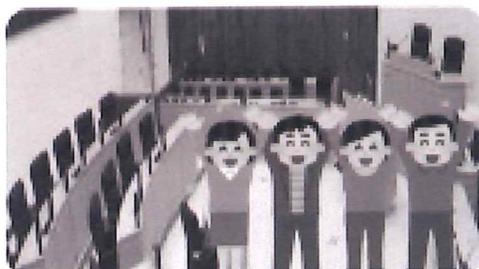
- 市議会の本会議、委員会等を傍聴、又はインターネットで視聴する。
- 市議会が実施する報告会等に参加する。
- 市議会の議会だより、ホームページ、又はSNS等を閲覧する。
- 市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答する。

市議会モニターとして活動してみませんか?!

◆ 募集人数 ◆

10人以内

応募者多数の場合は選考



◆ 任期 ◆

1年

委嘱の日から1年
(6月1日からを予定)

◆ 応募要件 ◆

- 年齢満18歳以上
- 市内に在住または
在勤在学の人
- 議員や職員は除く

◆ 応募方法 ◆

市議会ホームページに
掲載している応募用紙に
必要事項を記入して提出
(郵送、FAX、E-mailも可)

*SNSへの書き込みは不可

◆ 提出期限 ◆

4月30日(木)

当日の消印有効

◆ 市議会ホームページ ◆



◆ 問い合わせ先 ◆

議会事務局
TEL:82-1182
FAX:82-1186

気になる課題

あれはどうなってるの

きらら交流館再整備事業

令和9年9月完成予定 概算工事費用 約 17億円

「交流館」から「海辺の駅そらうみ」へ

道の駅」「海の駅」が持つイメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かし、自由度の高い公共性のあるレジャー施設を目指します。

1階：物販店舗、カフェ・レストラン、ビューラウンジコーナー等

2階：温浴施設、休憩施設、マルチユーススタジオ等を屋外屋根付スペース等



※イメージ図



1階 物販店舗



2階 浴室



2階 露天風呂

お知らせ

3月定例会会期日程（予定）

令和8年2月20日から3月26日（35日間）

※会期日程は、諸事情により変更される場合があります。ご了承ください。

詳しい日程はこちらから



SNSもやってます！こちらも要チェック！



市議会HP



市議会
フェイスブック



市議会
インスタグラム



市議会
Youtube



広聴 A 班部会

【開催日】 1月 23 日(金) 【開催場所】 第 1 委員会室

【開会・散会時間】 午後 3 時～午後 5 時

【出席者】 高松議長/宮本委員長/脇本/大井/中村/藤岡 【欠席者】 白井/福田/武野

【事務局】 石田局長/山田係長

○意見交換会について

A 班の役割

【決定事項】

- ① アンケートの作成。内容は、この度の意見交換会に関するものと、今後の広聴活動に関するもの。
- ② アンケートの実施。タイミングは意見の交換が終わった時。回収を行う。
- ③ ポスターの配布担当を決める。

〈資料〉
• アンケート案
• ポスター配付担当案

○議会モニター制度

1 職務について

- ・設置要綱第 3 条第 1 号ウに、「インスタグラム」を追記する。

【変更事項】 インスタグラムではなく、ソーシャルネットワーキングサービス等を追記する。

- ・設置要綱第 3 条第 3 号に、「市議会の活動及び運営に関わること」を追記する。

【変更事項】 置要綱第 3 条第 3 号に記載されている「本会議が実施する意見交換会に出席し」を削除する。

- ・設置要綱第 3 条第 1 号アに記載されている「又は政策討論会」を削除する。

(その他、要綱の書き換えは、設置要綱の改正案を確認)

2 定員と任期について

- ・市議会モニターの定員人数は、10 人以内とする。

【変更事項】 定員を人数に書き換える。

- ・市議会モニターの任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 募集方法について

- ・募集方法は、公募のみとする。

4 募集期間について

- ・募集期間は、令和8年4月1日から4月30日までの1か月間とする。

5 委嘱について

- ・委嘱の開始は、6月1日からとする。

6 募集について

- ・募集の掲載媒体として、市議会だより(3月1日号)、市広報(4月1日号)、ホームページ、フェイスブックページ、インスタグラムを活用。
- ・市議会だより(3月1日号)は2月中旬の入稿で原稿は2月初めに広報に提出。
- ・市広報(4月1日号)は、2月下旬の入稿。
- ・広報部会と調整しながら進める。

7 選考方法について

- ・応募者多数の場合は、抽選とする。抽選は非公開とする。
- ・新任を優先する。

【変更事項】設置要綱第7条の選考を、第6条に。

- ・抽選方法については、設置要綱第7条に記載。

8 聴取方法について

- ・意見の聴取方法については、通年でFAXやメールで意見を受付ける。
- ・~~意見交換会を、6月定例会後の7月と12月定例会後の1月に開催し
委嘱式と委嘱終了時に意見交換会を開催し、年4回、開催する。~~
- ・~~意見交換会に出席できなかったモニターは、FAX、メール、手紙での意見の提出を
求める。~~

【変更事項】意見交換会は開催しない。

9 意見の取扱いについて

- ・意見の取扱いについて、モニターからの意見は原則として個別回答は行わず、広報広聴特別委員会が全議員に周知し、必要に応じて各委員会に振り分ける。
- ・各委員会は、意見の内容を検討し必要に応じて対応をしていく。
- ・~~回答を求める意見には、その場での回答は行わず持ち帰り、広報広聴特別委員会で検討し対応をしていく。~~

- ・広聴部会である程度精査し、広報広聴特別委員会が検討し対応していく。

【変更事項】設置要綱第9条の「設置要綱第3条第3号の意見交換会等で聴取した」を削除する。

- ・設置要綱第9条第2項の「次の意見交換会で」を削除する。
- ・意見の取扱いについては、改正後の設置要綱第9条のとおり、実施する。

10 報酬について

- ・報酬については、2,000円程度の記念品を進呈する。

〈資料〉
・市議会モニター募集の原稿案
・市議会モニター設置要綱の改正案

2026年

4月1日(水)
受付け開始!!

予告



市議会モニター募集!

◆ 市議会モニターの主な活動内容 ◆

- 市議会の本会議、委員会等を傍聴、又はインターネットで視聴する。
- 市議会が実施する議会報告会、意見交換会に参加する。
- 市議会の議会だより、ホームページ、又はSNS等を閲覧する。
- 市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答する。

市議会モニターになってみませんか？！

◆ 募集人数 ◆

10人以内

新規応募者優先



◆ 任期 ◆

1年

委嘱の日から1年
(6月1日からを予定)

◆ 応募要件 ◆

- 年齢満18歳以上
- 市内に在住または
在勤在学の人
- 議員や職員は除く

◆ 応募方法 ◆

市議会ホームページに
掲載している応募用紙に
必要事項を記入して提出
(郵送、FAX,E-mailも可)

*SNSへの書き込みは不可

◆ 提出期限 ◆

4月30日(木)

当日の消印有効

◆ 市議会ホームページ ◆



◆ 問い合わせ先 ◆

議会事務局

TEL:82-1182 FAX:82-1186
E-mail shigikai@city.sanyo-onoda.lg.jp

山陽小野田市議会モニター設置要綱（案）

平成29年5月9日制定

（設置）

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

（職務）

第2条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

（1）市議会に関する知見を得るために次のいずれかを行うこと。

ア 市議会の本会議、委員会等を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること。

イ 市議会が実施する報告会等に参加すること。

ウ 市議会の議会だより、ホームページ、又はソーシャル・ネットワーキング・サービス等を閲覧すること。

（2）市議会が実施する市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること。

（3）市議会の活動及び運営に関する意見を述べること。

（人数及び任期）

第3条 市議会モニターの人数は、10人以内とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（要件）

第4条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

（1）年齢満18歳以上の者

（2）市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの

（3）国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

（募集及び選定）

第5条 市議会モニターは、公募の方法により募集し、選定する。

2 前項の規定による選定は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる方法で行う。

（1）応募者が10人以内の場合 無条件

（2）応募者が10人を超える場合 抽選等

（抽選等の方法）

第6条 前条第2項第2号の抽選等は、次に掲げる場合の区分に応じて、それ

ぞれ次に掲げる方法で行う。

- (1) 新規応募者（これまで市議会モニターに選定されたことのないものをいう。以下同じ。）数が10人を超える場合 新規応募者の中から抽選
- (2) 新規応募者数が10人の場合 新規応募者全員を選定
- (3) 新規応募者数が10人未満の場合 新規応募者を全員選定した後、それ以外の者の中から抽選

2 前項の規定により抽選をする場合は、非公開により抽選する。

（委嘱及び解嘱）

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

（モニター意見の取扱い）

第8条 広報広聴特別委員会は、モニター意見を必要に応じて検討し、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に属するものであるときは、広報広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

2 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その結果を市議会モニターに報告するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

（報酬等）

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 項の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。